医療情報取得加算に関する掲示

当院は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療 報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1点
- 再診時(3月に1回に限り算定) 1点

< ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず >

取得情報には、<u>受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な</u> <u>診療情報</u>が含まれ、その情報を活用して診療を行うことになりま す。

正確な情報を取得・活用する為に、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン 資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いい たします。